

○千葉市霊園設置管理条例（施行日：令和5年4月1日）

（設置）

第1条 本市は、次のとおり霊園を設置する。

名称	位置
千葉市桜木霊園	千葉市若葉区桜木1丁目44番地
千葉市平和公園	千葉市若葉区多部田町1492番地2

（施設）

第2条 千葉市桜木霊園（以下「桜木霊園」という。）の施設は、次のとおりとする。

- （1）一般墓地
- （2）合葬式墓地
- （3）桜木霊堂

2 千葉市平和公園（以下「平和公園」という。）の施設は、一般墓地とする。

（指定管理者による管理）

第3条 霊園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（業務の範囲）

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1）次条第1項の許可及び第22条第1項の規定による許可の取消しに関する業務

- (2) 第11条の使用許可証の書換え及び第12条に規定する使用許可証の再交付に関する業務
- (3) 第20条第3項に規定する承継の承認に関する業務
- (4) 霊園の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(許可)

第5条 一般墓地、合葬式墓地又は桜木霊堂を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により許可を行う場合においては、霊園の管理上必要な範囲内で制限又は条件を付することができる。

(使用許可を受けることができる者の資格)

第6条 一般墓地、合葬式墓地又は桜木霊堂の使用許可を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた者については、この限りでない。

- (1) 本市に住所を有する者であること。
- (2) 祭祀を主宰する者であること（合葬式墓地を自己のために使用する目的で使用許可を受けようとする場合を除く。）。
- (3) 一般墓地の使用許可を受けようとする者にあつては、現に一般墓地又は合葬式墓地に係る前条第1項の許可を受けていないこと。
- (4) 合葬式墓地の使用許可を受けようとする者にあつては、現に一般墓地に係る前条第1項の許可を受けていないこと。
- (5) 桜木霊堂の使用許可を受けようとする者にあつては、現に桜木霊堂に係る前条第1項の許可を受けていないこと。
- (6) 前各号のほか、規則で定める要件を満たす者であること。

(公募)

第7条 指定管理者は、一般墓地又は合葬式墓地を使用させようとするときは、規則で定める事項を公表して、一般墓地又は合葬式墓地を使用しようとする者を公募するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(使用予定者の決定)

第8条 指定管理者は、前条本文の規定による公募をした場合において、使用の申込みをした者（以下「申込者」という。）の数が公募した一般墓地又は合葬式墓地の数を超えるときは、規則で定めるところにより、申込者のうちから使用許可の予定者（以下「使用予定者」という。）を決定するものとする。

2 指定管理者は、前条本文の規定による公募をした場合において、申込者の数が公募した一般墓地又は合葬式墓地の数を超えないときは、申込者を使用予定者として決定するものとする。

(使用の手続)

第9条 前条の規定により一般墓地又は合葬式墓地の使用予定者として決定された者は、規則で定めるところにより、使用許可の申請に係る手続をしなければならない。この場合において、使用予定者が使用予定者となった日から指定管理者が定める日までに当該手続を行わないときは、使用予定者としての地位を失うものとする。

2 第7条ただし書の規定により公募によらず一般墓地又は合葬式墓地を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、使用許可の申請に係る手続をしなければならない。

(許可証の交付)

第10条 一般墓地、合葬式墓地又は桜木霊堂の使用の許可は、使用許可証を交付して行う。

2 前項の規定による合葬式墓地に係る使用許可証の交付があったときは、当該使用許可に係るその死後において埋蔵される予定である者は、その死後において、その焼骨が埋蔵されるよう、あらかじめ、必要な措置を講じておくものとする。

(許可証の書換え)

第11条 一般墓地、合葬式墓地又は桜木霊堂の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、住所又は氏名を変更したとき（第20条第1項又は第2項の規定により使用者の地位を承継した場合を含む。）は、指定管理者に届け出て、使用許可証の書換えを受けなければならない。

(許可証の再交付)

第12条 使用許可証を紛失し、滅失し、又は汚損したときは、使用者は、速やかに再交付を受けなければならない。

(設備)

第13条 一般墓地の利用者は、規則で定める基準（次条第1項において「基準」という。）に適合した設備を設置しなければならない。

(措置)

第14条 指定管理者は、第5条第2項の規定による制限若しくは条件又は基準に違反した者に対し、維持管理上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、これを行わないとき

は、市長は、自らこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収する。

(一般墓地又は桜木霊堂の変更等)

第15条 指定管理者は、霊園の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、使用者に対し、一般墓地又は桜木霊堂の変更又は返還をさせることができる。

2 市長は、前項の規定による変更又は返還があったときは、換地又は補償料の交付をする。

(合葬式墓地における埋蔵場所)

第16条 桜木霊園の指定管理者は、合葬式墓地において、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める場所に使用許可に係る焼骨を埋蔵するものとする。

(1) 使用許可のあった日から30年を経過する日までの間 納骨室

(2) 前号に掲げる期間経過後 合祀室

(合葬式墓地の使用制限等)

第17条 合葬式墓地には、使用許可に係る焼骨に限り、埋蔵することができる。

2 納骨室及び合祀室には、合葬式墓地の管理その他事業執行上必要な場合を除き、立ち入ることができない。

3 納骨室に埋蔵する焼骨の容器は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。

(埋蔵位置の変更)

第18条 桜木霊園の指定管理者は、合葬式墓地の管理その他事業執行上必

要があると認めるときは、納骨室の納骨棚に埋蔵されている焼骨を当該納骨室内の他の納骨棚に埋蔵することができる。

(焼骨の返還等)

第19条 合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、使用許可のあった日から30年を経過する日までの間に、使用者又はその祭祀を行う者から焼骨の返還を求める旨の申出があったときは、当該焼骨を返還するものとする。

3 使用者は、合葬式墓地に当該使用許可に係る焼骨が埋蔵されていない場合において、合葬式墓地を使用する必要がなくなったときは、速やかに桜木霊園の指定管理者に許可の取消しを届け出なければならない。

4 前2項の規定による申出又は届出があったときは、当該使用者に係る合葬式墓地を使用する権利は、消滅する。

(承継)

第20条 一般墓地又は桜木霊堂の使用者が死亡した場合において、使用者に代わって引き続き当該一般墓地又は桜木霊堂を使用しようとする者（祭祀を主宰する者に限る。以下「承継者」という。）は、使用者の地位を承継することができる。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 合葬式墓地の使用者の地位は、承継することができない。ただし、規則で定める者が承継する場合は、この限りでない。

3 前2項の規定による承継をしようとする者は、遅滞なく指定管理者に申請し、その許可を受けることにより、使用者の地位を承継することができる。

(消滅)

第21条 使用者が死亡し、かつ、承継者がいないときは、使用者の地位は消滅する。

2 指定管理者は、前項の場合（一般墓地又は桜木霊堂の使用者の地位が消滅した場合に限る。）において、管理上必要があると認める場合は、当該施設を原状に復するための措置を講ずることができる。

(取消し)

第22条 使用者に次の各号のいずれかに該当する事由があった場合は、指定管理者は、許可を取り消すことができる。

(1) 一般墓地、合葬式墓地又は桜木霊堂を目的以外に使用したとき。

(2) 使用許可証を譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 一般墓地にあつては、第5条第1項の許可を受けてから、1年を経過しても、使用を開始しないとき。

(4) 合葬式墓地にあつては、使用者が、規則で定める日から、1年を経過しても、焼骨を埋蔵しないとき。

(5) 一般墓地又は桜木霊堂の使用者及びその家族が、住所不明となり、かつ、縁故者がなく10年を経過したとき。

(6) 第14条第1項の規定による命令に違反したとき。

(7) 一般墓地の使用者が、管理料を滞納し、その期間が3年を超えたとき。

(8) 偽りその他不正の手段により、この条例の規定による許可又は承認を受けたとき。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、一般墓地又は桜木霊堂を原状に復して、これを返還しなければならない。

3 前項の義務者がその措置を行わないときは、市長は、自らこれを執行

し、かつ、焼骨を一定の場所に改葬し、その費用を義務者から徴収する。

(届出による取消し)

第23条 使用者は、一般墓地又は桜木霊堂を使用しなくなったときは、速やかに指定管理者に許可の取消しを届け出るとともに、当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、現状のままこれを返還することができる。

2 前項の規定による届出があったときは、当該使用者に係る一般墓地又は桜木霊堂を使用する権利は、消滅する。

(改葬)

第24条 第21条第1項の場合（一般墓地又は桜木霊堂の使用者の地位が消滅した場合に限る。）において、指定管理者は、焼骨を別に定める場所に改葬することができる。

(行為の制限)

第25条 霊園内では、霊園の管理運営に支障を及ぼすおそれがある行為をしてはならない。

(使用料)

第26条 使用者は、その使用の区分に応じて、次の各号に掲げる使用料を納付しなければならない。

- (1) 一般墓地使用料 別表第1
- (2) 合葬式墓地使用料 別表第2
- (3) 桜木霊堂使用料 別表第3

(管理料)

第27条 一般墓地の利用者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額の管理料を納付しなければならない。

(1) 年度の初日において一般墓地の利用の許可を受けている者 1区画
1年につき5,020円

(2) 年度の中途において一般墓地の利用の許可を受けた者(前号に掲げる者を除く。) 前号に定める管理料の額に、当該許可を受けた日の属する月から当該年度の末月までの月数を乗じた額を12で除して得た額
(その額に10円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)

(使用料等の納付)

第28条 使用料は、一般墓地、合葬式墓地又は桜木霊堂の利用の許可を受けた際に納付しなければならない。

2 前条第1号に掲げる者が納付すべき管理料は、年度ごとに市長が発行する納入通知書により、当該年度分を当該年度の6月末日までに納付しなければならない。ただし、当該末日が千葉市の休日を定める条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条第1項に規定する市の休日(以下この項において「市の休日」という。)に当たるときは、その直後の市の休日でない日までとする。

3 前条第2号に掲げる者が納付すべき管理料は、同号に定める額を市長が定める期日までに一括して納付しなければならない。

(管理料の減免)

第29条 市長は、特に必要があると認める場合は、管理料を減額し、又は免除することができる。

(手数料)

第30条 使用者は、第11条又は第12条の規定による許可証の書換え又は再交付を受けようとするときは、1件につき300円の手数料を納付しなければならない。

(使用料等の還付)

第31条 既に納付した使用料、管理料及び手数料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める場合は、使用料及び管理料の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の手續等)

第32条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 前項の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。

3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、霊園を最も適切に管理することができることを認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用を確保するものであること。

(2) 霊園の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。

(3) 霊園の管理を安定して行う能力を有すること。

(4) 霊園の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

5 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理の基準)

第33条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、霊園の管理を行わなければならない。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、霊園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

以下(略)

附 則 (令和4年6月29日条例第19号)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第32条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

桜木霊園一般墓地及び平和公園一般墓地使用料

1平方メートルにつき	156,250円
------------	----------

別表第2

(平成25条例13・全改)

合葬式墓地使用料

1体につき	70,000円
-------	---------

別表第3

(平成16条例33・全改、平成25条例13・旧別表第2繰下、
平成25条例44・平成31条例9・一部改正)

桜木霊堂使用料

区分	納骨壇				納骨棚	
	1段式		5段式		(1体)	
本市住民	1年間	2,200円	10年間	22,000円	1年間	1,100円
本市住民でない者		4,180円		33,000円		2,080円